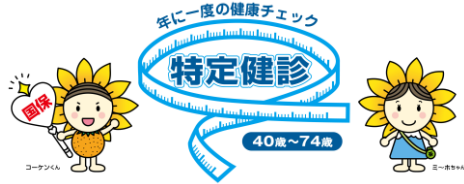


国保連合会だより



NO. 2026-訪-4
令和 8年 9月16日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5541
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎福祉医療費助成制度に係るお知らせ

1. 福祉医療費助成内容の変更について

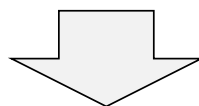
令和8年10月1日 から、浜松市および富士市において、福祉医療費の助成内容が変更されます。

窓口にてマイナ保険証や資格確認書等と併せて、医療費受給者証の有効期限・助成内容等の確認をお願いします。（変更点は**赤字**で表示しています）

【1】浜松市（こども医療・ひとり親医療・重度心身障害者医療）

【現行】

種 別		83 こども医療		84 ひとり親医療	85 重度心身障害者医療	
対 象		乳幼児 0歳児～就学前	小・中学生 高校生世代 小1～18歳	親と 20歳までの子	手帳所持者等 (うち20歳未満)	手帳所持者等 (うち20歳以上)
自己負担	通院	無料		受給者証 使用不可	1 医療機関500円／月 (乳幼児無料)	



【令和8年10月診療分～】

種 別		83 こども医療			84 ひとり親医療	85 重度心身障害者医療	
対 象		乳幼児 0歳児～就学前	小・中学生 小1～中3	高校生世代 中学卒業 ～18歳	親と 20歳までの子	手帳所持者等 (うち20歳未満)	手帳所持者等 (うち20歳以上)
自己負担	通院	無料			受給者証 使用不可	無料	1 医療機関 500円／月

(注)訪問看護は、84 ひとり親医療対象外

○ 重度障害者（児）医療費助成制度に係る請求方法

（１）浜松市内の訪問看護ステーション

従来どおり、変更後の助成内容に合わせた自己負担額を徴収し、レセプトにてご請求ください。

（２）浜松市以外の訪問看護ステーション

従来どおり、保険証等に合わせた自己負担額を全額徴収してください。

ご提出いただく「重度障害者（児）医療費明細書」により、後日、浜松市から受給者に助成金を償還します。

【問合わせ先】

こども医療費助成・ひとり親医療費助成

浜松市子育て支援課

TEL：053-457-2792

重度心身障害者医療費助成

浜松市障害者支援課

TEL：053-457-2212

【２】富士市(83220103)

【現行】

種 別	83 こども医療	
対象年齢	0～18歳 (18歳到達最初の3月31日まで)	
自己負担額	入院	無
	通院	500円／月4回
	食事助成	有



【令和8年10月診療分～】

種 別	83 こども医療	
対象年齢	0～18歳 (18歳到達最初の3月31日まで)	
自己負担額	入院	無
	通院	無
	食事助成	有

【問合わせ先】

富士市役所 子育て給付課

TEL:0545-55-2738

2. こども医療費受給者証の規格変更について

令和8年10月1日 から、牧之原市こども医療費助成制度の受給者番号が変更されます。
窓口にてマイナ保険証や資格確認書等と併せて、医療費受給者証の確認をお願いします。
(変更点は**赤字**で表示しています。)

牧之原市(83220855)

【令和8年10月～】

	変更前	変更後
受給者番号及び桁数の変更	受給者番号 8 桁	受給者番号 7 桁

※ 医療費助成の助成内容に変更ありません。

【問合わせ先】

牧之原市役所 子ども子育て課

TEL:0548-23-0071